

小値賀町議会第1回定例会 (第2日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	大	一	夫
総	務	中	一	也
住	民	西	久	之
福	祉	植	敏	彦
産	業	中	慶	幸
産	業	永	克	宜
建	設	蛭	晴	市
診	療	近	藤	進
教	育	田	川	信
農	業	尾	崎	三
委	員			
会	事			
務	務			
局	局			
長	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成28年3月9日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 土川重佳議員 ・ 浦 英明議員 ）
- 第 2 議案第16号 小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第17号 小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第18号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第19号 小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第20号 小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 第 7 議案第24号 小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第35号 平成28年度小値賀町一般会計予算
- 第 9 議案第36号 平成28年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第10 議案第37号 平成28年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

- | | | |
|-------|-----------|------------------------------|
| 第 1 1 | 議案第 3 8 号 | 平成 2 8 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第 1 2 | 議案第 3 9 号 | 平成 2 8 年度小値賀町渡船事業特別会計予算 |
| 第 1 3 | 議案第 4 0 号 | 平成 2 8 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算 |
| 第 1 4 | 議案第 4 1 号 | 平成 2 8 年度小値賀町下水道事業特別会計予算 |
| 第 1 5 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 8 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算 |

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番・土川重佳議員、5番・浦英明議員を指名します。

日程第2、議案第16号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西浩三） おはようございます。

議案第16号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明をいたします。

本町に産婦人科医がいないことにより、出産に備えて妊婦健診やお産のための佐世保市等のホテル等に宿泊する費用について、現在も一部を補助しておりますが、第3条の2に規定する補助率を3分の2から4分の3に改正し、これにより、経済的な負担の軽減を図ることにより、安心して出産していただこうと、本案を提案するものでございます。

附則として、施行日を28年4月1日としています。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願い致します。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

6番（横山弘藏） この3分の2を4分の3に引き上げることによって、年間のくらの補助金が増えるか、見込みをお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） お答えします。

今年度、一応、15名を予定しておりますけども、その1人当たりの負担額が約6万6,300円で計算をしております。以前によりますと1万程度負担が軽くなるということでございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。総額の計算はいらないですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

本町では、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て支援の充実を掲げており、その実現に向けた取り組みとして、次代を担う児童の確保の観点から、生まれてくる全ての子どもへの出生に対し、お祝いの気持ちを込めて祝金を支給することで家庭の安定を図り、安心して産み育てる環境づくりの構築に寄与するものと考えます。

今回の改正では、現在は、第 3 子以降に支給している出生祝金を、第 1 子からに拡充するもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明をいたしますと、第 2 条第 1 項の改正は、支給対象者の「第三子以降の」という制限を廃止するものです。

第 3 条の改正は、「第三子以降」を「第一子 10 万円、第二子 20 万円、第三子以降は」に改めるものでございます。

なお、第三子以降、例えば第四子については、現行の 50 万円を出生時に 30 万円、小学校入学時に 20 万円支給することに変更はございません。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用すると

しています。

以上で、説明を終わります。慎重にご審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

5番（浦 英明） 考え的に私はまだ分からないものですから、ちょっと単純にお尋ねします。第一子、第二子、こちらに対しても小学校入学時に20万もらえるということによろしいのでしょうか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

第一子、第二子については、小学校入学時には支給はございません。

議長（立石隆教） 横 山 議 員

6番（横山弘藏） 今の浦議員の質問に関連しますけども、その小学校入学時の祝金を第三子からにした何か特別な理由があるんですかね。今みたいに、子どもを増やす、若者を定住させるという意味ではですね、よく審議をして、第一子からでももうちょっと小値賀町のそういった考えとかを示すには、第一子からでもいくらかでも祝金を支給していいのではないかと思いますけども、その辺、どのようにお考えでしょうか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

1点目の第三子が小学校の時に支給するという件ですけども、一応、第三子については50万支給というのが基本です。その50万を出生時に30万支給して、小学校に上がる時に20万支給するというものですので、基本的には50万というのが第三子以降の祝金の支給額になります。

議長（立石隆教） 第一子第二子はなぜ小学校の分を削っているのか、何故同じようにしないのかということ。

福祉事務所長（植村敏彦） 2点目のご質問ですけれども、第一子第二子については、小学校の分を削ったというよりも、先ほども言ったようにこれは出生に対する祝金ですので、三子目以降に50万ボンとやるよりも、入学時に少しお金がかかるんじゃないかなということで、分割して支給するというので、そういうふうにしております。

議長（立石隆教） だからその考え方を第一子第二子にも何故しなかったのかってことです。

町 長

町長（西 浩三） 基本的には今まで第一子第二子なかったわけですね。第三子からやったですね。今度からは第一子に10万円ということですので、新たに、

新規といったらおかしいですね、新しく生まれた方にもお祝いをやろうということで、こういう制度を新たに作ったわけですけども。前はご承知のように第三子からだけということでしたんで、それを前倒ししたといたしますか、1人目の子どもから支援をしようということに変更をしております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 私がこの条例をよく理解していないところもあるような、自分でも気がしているんですけども、単純に言って私の質問は、まあそういうところも分かるんですけども、小学校入学時の祝金を、これ出産祝いでしょ？だから入学時の祝いも第一子から5万なり3万なり、ランドセルを買ってあげるとか、補助の仕方があるんじゃないかなという気がしたので質問してるんですけども、何故第一子から小学校入学時の祝金も出さないのかなという単純な疑問ですけども。私がこの条例をよく理解していないようであれば、そのように言ってもらっても結構です。よろしくお願いします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

この条例はあくまでも出生したことに對する出生祝金ですので、入学時に祝い金を支給するというのは別の問題になると思いますので、今回は出生祝金に對する支給対象児を拡大したということでございます。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） すいません、私もちょっとまた混乱してるんですけども、結局、出生やけん、生まれた時にやるもんですから、就学の時はまた就学の時に考えればいいという考えかと思えます。それでよろしいでしょうか。

議長（立石隆教） 中身について聞くんだったらこのまま聞いてください。

横山議員

6番（横山弘藏） であればですね、その出生祝金を1度に払わずに、先ほど福祉事務所長が説明したように、要するにこの小学校入学時の祝金っちゃうのは出生祝金の中の一部っちゃうことですね。だから条例の中にそれを分割して、要するに小学校入学時にそれをまた20万やるというふうに捕らえてよかわけですね。要するに出生祝金の一部としてやるっちゃうことですね。今の質問に分かるように、ちょっともう1度お願いします。何か分かってきたような気もするんですけど。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

第三子以降に50万を支給するというので、一辺にポンということもあるんですけども、先ほどから言ってるように、第三子ですので出生時に少しお金がかかるだろうと。また1人目2人目も小学校に上がったとかしてお金がかか

ることで、入学時に 20 万やったほうが、一応に 50 万やるよりもそのほうが貰うほうの世帯にとってもいいのではないかという考えのもとに、一応、30 万と 20 万としてますし、出生時に第三子 50 万やってしまった後に、小学校に上がる前に出て行くっていう可能性もあるわけですね。こちらとしては小値賀町の大切な子どもを、小学校中学校高校までということで、そういうことも考えて経済的な支援ということになっておりますので、そこら辺で 30 万 20 万ということにしております。

議長（立石隆教） その考えの上に立てば、一子二子もそういうふうにも考えてもいいんじゃない？という質問の趣旨ですけど。

福祉事務所長（植村敏彦） 1 人目の時にはまだ、子どもが 1 人目ですので、そう経済的にも負担がないのじゃないかなということも一応、考えまして、一子目の時に小学校にまたその 10 万をですね、わざわざ 5 万 5 万と分けるようなことはしなくて大丈夫じゃないかなと思っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6 番（横山弘藏） まあ、この条例は別に変更してほしいとかっちゅう気持ちはないんですけども、住民というか、もと子どもを育てた経験からしてですね、第一子っちゅうのはやっぱり一番めでたい子どもですね。そして経済的にも若いころの子どもっちゅうのは結構、最初の子どものので経済的負担もあると思います。だから今の説明では、第三子以降はむしろお金がかかるみたいなあれに聞こえるんですけども、第一子も第二子も第三子も同じお祝いというか、めでたい子どもだからということですね、そういう差をつけるよりも、まあこの条例の意味を私はよく理解してないかもしれないけども、第一子からですよ、小学校の入学時に小値賀町からお祝いのランドセルをいただいたりすると、父兄も保護者もそれなりに感動すると思うんですよ。ですから第一子からもうちょっと、子どもを生んだらこんなに皆でお祝いしてもらえるとというような、もったこう、血の通った祝金があってもいいと思うんですけども、別にこれを変えようとか思わないんですけども、そういうところはどうか考えておられますかね。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

今まではですね、第三子以降じゃないとやってなかったんですね。で、今度、やっぱり小値賀町の大切な子どもですので、1 人目から出生をお祝いしてということで、今回、一子目から祝金を支給することにしております。議員おっしゃるとおりですね、私も子どもが 4 人おまして、1 人目生まれた時にはやっぱり大変喜びました。ということで、生まれてくる子どもに差をつけるということは少しどうかということもありますけども、先ほどから言っているとおり、

今までは三子目ということではかやってなかったのをですね、今回、一子目から小値賀の大切な子どもということ、それから小値賀町も4次総合計画等でもですね、子育てに対して支援をやっていくということがありますので、そういうのを考慮して、一子目10万円、二子目20万円、三子目以降は今までどおりということとさせていただいておりますので、先ほどから議員さんおっしゃるようになりますね、小学校入学時に何らかの手当ということであれば、それについては今後検討してまいりたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 宮崎議員

7番（宮崎良保） 福祉事務所長の気持ちは分かりますけども、この条文についてはちょっと曖昧な点が、どうなるんだろうと思うんですよ。第一子10万第二子20万、第三子以降は出産時の30万、それに小学校入学時は20万とする。と解釈するとですね、第一子の10万と入学時の20万とも考えられるような、解釈されるような気もするんですけど、もう少し具体的な条文が出来なかったのか伺います。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 解釈が変わっては困りますんで、今、宮崎議員が言われたような読み方はしないと思うんですけど、要するに就学時の時との比較っちゃうのが、さっき所長も言ってますけども、それはまた新たに考えるべきじゃないかなと思います。そういうことですね、これは第一子ちゃうのは赤ちゃんにやるわけですね。だからその後ろは置いといてってことで理解してもらえればと思うんですけど、この金額についても色々あるかと思います。そういうことで、1年、とにかくこれでやらせていただいてですね、問題点があれば改善をさせていただくということをお願いをしたいんですけども、よろしく願いいたします。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（自由討議）

— 休憩 午前 10 時 22 分 —
— 再開 午前 11 時 06 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ただいま、3月9日町長から提出された議案第17号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について、訂正したいとの申し出があります。

議案第17号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例（案）の訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)の訂正の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)の訂正の件を議題にします。

町長から議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)の訂正の申し出がありますので、その理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 大変ご迷惑をおかけしますが、議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)について、中身について文言の訂正をお願いしたいと思います。

これは大変、分かりづらい表現になっておりますので、その分を訂正させていただこうというものでございまして、第 3 条の規定のうち「第一子 10 万円、第二子 20 万円、」ということになっておりましたが、この「、」を削除いたしまして「とする。」を挿入をしていただきたいと思います。もう 1 度第 3 条自体を読みますけれども、「祝金の額は、第一子 10 万円、第二子 20 万円とする。」第三子以降は変わりございません。

どうぞよろしく願いをいたします。

議長(立石隆教) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)の訂正の件を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)の訂正の件を許可することに決定しました。

それでは、議案第 17 号に戻りたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第18号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)について、提案理由をご説明いたします。

本町では、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において子育て支援の充実を掲げており、その実現に向けた取り組みとして、子育て世帯における家計を圧迫している医療費の負担を軽減することで、安心して産み育てる環境づくりを構築するものです。

今回の改正では、現在支給している乳幼児までの福祉医療費の支給年齢を中学生までに引き上げるもので、併せて法令名の修正を行なうため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照によりまして、内容を説明いたします。

第1条の改正は、「乳幼児、」の次に「こども、」を追加し、「福祉の増進」を「福祉の増進とこどもの保健の向上」に改めるものです。

第2条の改正は、法令名の変更で「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、この条例における「こども」の定義として第12号を加えるものでございます。

第3条第1項第1号の改正は、「乳幼児、」の次に「こども、」を、第4条第1項第2号の改正は、「乳幼児」の次に「及びこども」をそれぞれ加えるものでございます。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するとしています。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なる決定を賜ります

ようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 19 号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 19 号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

人工透析患者の通院に要する費用の助成については、平成 24 年 4 月より、交通費については実費の全額を、宿泊費については 3 分の 2 の補助率で補助金を支給しておりますが、天候の急変等による予定外の宿泊で費用がかかる場合もあり、透析患者に経済的な負担をかけています。

透析患者にとっては 2 日に 1 回の通院自体が精神的負担であることから、せめて経済的負担だけでも軽減し、安心して通院していただけるよう、本条例中第 4 条第 1 号の補助率を 4 分の 3 に引き上げる改正でありまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるとしております。

附則で、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。慎重にご審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

6番（横山弘藏） 現在のこの治療を行っている患者は何名ほどいるか、お知らせください。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

現在2名です。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） この条例による支給額の全額、どのくらい年間見込まれていますか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 27年度の実績でいきますと、交通費と宿泊費で総額100万ほどかかっております。そのうちの補助額が97万程度になっております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 補助する支給額にしてはですね、100万前後はそう大した金額ではないと私は思うんですけども、透析をする人は、実際患者さんとか家族の人に聞くと、船が欠航したり、色々な苦勞をしていると聞いております。そして治療を受ける人も、もう最後は小値賀に帰って来なくて近くにアパートを借りたりしてですね、大変、経済的な負担がかかるということをよく聞きます。そしてなおかつ、そうであれば小値賀の診療所にこういった透析の出来る施設を欲しいという声も聞かれますね。しかし中々、これを別に設けるっちゅうのはかなりの町の負担があるので、実現は不可能と思いますけども、患者数も2名であるし、今後どういうふうに推移するか分かりませんが、3分の2を4分の3にちょっと上げて負担を軽くするというのは分かりますが、こういった特別な、特殊な患者さんに対してはですよ、もうはっきりした面で、殆ど町が負担して、負担というか援助するぐらいの考えはありませんか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 確かに人数は少ないんですけども、総合的に考えますと、医療費の負担におきましても、一部負担については殆どのところをお願いしておりますけども、たまたま人数が少ないからということもあるわけですが、無料化を考える時期かなというのは、十分考えなくてはいけないと思っております。とりあえずなるべく負担をかけないようにということで、その負担がゼ

口になるのがよろしいかどうかはもう少し判断をさせていただかねばいけないかなということで、確かに苦勞しているのは十分分かっていますので、極力負担を少なくしてさしあげようということで、今回、補助率を引き上げたわけでございます。ただですね、予備軍かなりおまして、ちょっと危ない状況にもなっております。ということで、予算の時にも出てくるかと思いますが、透析をしなければならなくなるような一歩手前の人がかかりおります。これが確率的には長崎県で人数、ご承知のように一番少ないわけですが、患者の数からするととてつもない比率になっております。そういうことで、ここで全額無料化をやっておくと、これから先また増えた時に財政的に大丈夫なのかなという心配があるものですから、4分の3に留めたという経過があります。ということで、動向をちょっと調査をしながらやらせていただきたいということでございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 今回の西町長の説明で十分理解できます。ただやっぱり、そういった難しい病気を抱えている家族は、本当に見た目より苦しんでいる方が多いと思います。そういった意味で、今、町長の、前向きに捉えて、今後も十分検討して、この条例の内容というか、考えながらしっかり取り組んでほしいと思います。以上です。

議長（立石隆教） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 20 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 20 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の提案理由をご説明いたします。

この条例の制定については、子ども・子育て関連 3 法の成立によります改正後の児童福祉法により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市町村が条例で定めなければならないこととされたことから、本条例を制定するものでございまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては、国が省令により示した「従うべき基準」及び「参酌する基準」を踏まえて定めることとされていることから、小値賀町子ども・子育て会議におきまして意見を聴取し、本町においては特に国の基準と異なる理由もないことから、国の基準どおりと定めております。

なお、この基準が公立、私立を問わず、本町で実施する放課後児童健全育成事業の「最低基準」となります。

附則の第 1 条の施行期日で、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行することとし、第 2 条は、支援員の経過措置で放課後児童支援員の研修修了時期について、平成 32 年 3 月 31 日までに修了する者を含むという規定でございまして。

なお、詳細については担当より説明をさせますが、慎重にご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い致します。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） それでは、内容をご説明いたします。1 ページをご覧ください。

第 1 条は、条例の趣旨を、第 2 条は用語の定義を定めています。

第 3 条は、この条例が定める最低基準の目的を、第 4 条は、第 1 項で町長が放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を向上させるよう勧告できることを、第 2 項で町は最低基準を常に向上させるよう努めなければならないとしています。

第 5 条では、放課後児童健全育成事業者に対し最低基準を超えてその設備及び運営を向上させなければならないと定めています。

第 6 条では、放課後児童健全育成事業の一般的な原則として、支援の内容、人権の尊重、地域との連携、自己評価、危害防止の 5 項目を定めています。

2 ページをご覧ください。

第 7 条では、非常災害に対する対策として、消火用具等の設備を整備するこ

と、訓練を実施することを定めています。

第 8 条では、職員の一般的な要件を定め、第 9 条で、職員は知識や技術の向上を図ることを定めております。

第 10 条では、放課後児童健全育成事業所における支援提供のための設備の基準について定めています。

第 11 条では、放課後児童健全育成事業所が置かなければならない職員の職種や員数を定めています。

3 ページをご覧ください。

第 12 条では、利用者を平等に扱う原則を定めています。

第 13 条では、虐待の禁止を、第 14 条では衛生管理に努め、食中毒等が発生しないよう努めること、医薬品等の常備を定めています。

第 15 条では、事業の運営についての運営方針、職員の職種や員数、開所日や時間、利用者負担額、利用定員等の重要事項に関する規程を整備することを定めています。

4 ページをご覧ください。

第 16 条では、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すると定めています。

第 17 条では、知り得た情報を漏らしてはならない秘密の保持を、第 18 条では、苦情対応のための窓口設置を、第 19 条では、開所時間について、夏休み、冬休み、春休みについては 1 日につき 8 時間それ以外については 3 時間とし、開所日数については 1 年につき 250 日以上と定めています。

第 20 条では、保護者との連絡を、第 21 条では関係機関との連携を定めています。

5 ページをご覧ください。

第 22 条では、事故発生時の対応について定めています。

第 23 条では、国の基準にはありませんが、暴力団員等の排除を定めております。

第 24 条は、委任規定です。

なお、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の分類については、別添参考資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

横山議員

6 番（横山弘藏） この対象となる子どもは。母子家庭とかそういうのもあると

思いますけども、それから夫婦共働きの家庭とかですね。家に帰っても見る人がいないような家庭が特に利用すると思うんですけども、一般の家庭、要するに鍵っ子でない子どもでも、一般の児童でも参加できるんですかね。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

基本的には、先ほど議員おっしゃったとおりに、共稼ぎであったりとか一人親家庭であったりとかして、昼間、家庭に子どもを見るような方がいらっしゃらないところに限って、一応、この対象児としております。

議長（立石隆教） 基本的にはそうだけど、そうじゃない場合もあり得るっていうことですね？っていうことですよ。一般家庭でも受け入れる場合があるんですかっていうことです。

福祉事務所長（植村敏彦） はい。状況によっては一般家庭も受け入れることを考えております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 第11条の（職員）なんですけども、その2項に「支援の単位ごとに2名以上」となっています。この支援の単位はどのくらいでしょうか。伺います。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 支援の単位は1単位というふうに考えている、小値賀町で1つの事業所というふうに考えております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 小値賀町の1つで支援ということですけど、何人ぐらい大体予想してますか。伺います。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 一応、40人を定員としておりますので、マックス40人と考えております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） マックス40人であるとすれば、これで職員が2名以上となっておりますけども、職員の数が足りないような気がしますけれど、どのくらいの職員で考えていますか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 一応、2名が常駐というか、そういうことになると思うんですけども、事業の内容によっては補助員という形で、数名の方を参加してもらいたいと思っております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 第19条に、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育

成事業が1日につき8時間。それ以外につき1日につき3時間。ほぼ毎日ちゅうことですよ。それでその人数で足りるのかちょっと不安なんですけども、その辺はどうでしょうか。伺います。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 放課後児童健全育成事業の支援内容としましては、子どもの遊びとか子どもの宿題を見たりとかってということなので、施設の中で子どもたちが40人いる時に2人で見るということになりますので、人数的にはですね、普段、施設の中での事業の内容については問題ないのかなと思っておりますし、プログラムの内容によっては施設を離れて施設外ということもありますので、そういう場合には安全等を考慮しまして補助員というか、そういう人たちを協力してもらって事業をやるということにしておりますので、問題はないと思っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 今、公民館等が行っているわんぱく広場ですかね。あれとの兼ね合いはどうなりますか。わんぱく広場も続けて？は関係ない？その辺の兼ね合いはどうですかね。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

今、公民館のほうでやっているのは放課後児童教室ということで、別の事業でありますので、今回の放課後児童クラブとは事業の内容の趣旨が若干違うところもありますので、まあ将来的には利用者の取り合いにならないようにですね、そこら辺は色々、事業を進める中で検討していきたいと思っております。

議長（立石隆教） 次長から何かありますか。 **教育次長**

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

横山議員ご指摘の件は放課後子ども教室の件かと思えます。放課後子ども教室につきましては、県費補助をいただいて実施してるわけなんですけども、原則的に午後5時までという規定がございます。それを今現在、毎週月曜日と日曜日あるいは夏季休業中のスペシャルプログラムということで行っておりますけども、月曜日でも5時以降も子どもさんが家庭に帰っても誰もいないという状況も想定されますので、5時以降はこちらの放課後児童クラブのほうに一旦行って、そこでお世話いただいて、親御さんが帰ってきている時間帯に子どもさんが帰宅するというような関係になろうかと思えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長(西浩三) 議案第24号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例(案)について、提案理由のご説明をいたします。

平成27年度には、国の子ども子育て支援法による、幼保連携型認定こども園として、「小値賀町立小値賀こども園」をスタートし、保育時間の延長等を実施したこども園設置条例を制定しまして、1年間運営をしております。施政方針でも触れておりますが、小値賀町では外部委員会のご意見も伺った上で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところがございますが、その中でも重要施策として「子育て環境の充実」が掲げられているのはご承知のとおりでございます。お母さん方の働きやすい環境づくりと子育てしやすい環境づくりのため、子育て家庭の経済的支援策として、新年度で新たな補助制度として「子育て世帯保育料軽減事業」を創設したいと考えていますが、一方、法律の整備が遅れていたこともあり、去年の12月議会で「小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」が議決されていましたが、このこども園設置条例に一部不都合が生じておりましたので、今回、条文等を整理し、2つの条例を整合させるものでございます。特に、保育料を利用者負担額と改め、利用者負担額を保育料部分と給食関係部分に明確に分けるため、また法律の改正により規則から条例事項へ、この負担額を変更するのが主な改正点でございます。

なお詳細については担当より説明させますが、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 議案第 24 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第 9 条の改正は、見出し中「保育料等」を「利用者負担額等」に改め、また同条中の「保育料」を「利用者負担額」に改めるものであります。また、改正前の条文では「保育料は、別に規則で定める」としておりましたが、公的な料金に関しては条例で記載すべきと判断をいたしまして、記載しております。現状の 3 種類の給付及び認定児の利用者負担額として、第 1 号で標準教育認定児、つまり旧制度での幼稚園児を、第 2 号で保育認定 2 号給付児、旧制度で申しますと保育所入所児の 3・4・5 歳児に当たります。第 3 号で保育認定 3 号給付児、旧制度の保育所児で申しますと 0・1・2 歳児の額を別表第 1 とし、3 つに区分して条例の中に記載しております。なお各表の下に記載してあります事項は、現在の国の基準に準じて記載しております。

次に同条第 2 項では、こども園入園児以外の一時保育の場合の利用者負担額を一時保育事業利用者負担額表といたしまして別表第 2 に、同条第 3 項では、教育標準時間認定児である 1 号認定児が、保育認定時間まで延長保育を希望した場合の利用者負担額を延長保育事業利用者負担額表として別表第 3 として記載しております。

同条第 4 項では、教育標準時間認定児の給食費の利用者負担額を別表第 4 として記載、同条第 5 項は、保育認定 2 号給付児の主食費の利用者負担額を別表第 5 として記載しております。

第 10 条の見出し及び本文の改正は、第 9 条の見出し同様の改正です。第 1 項は利用者負担額等の軽減に関して下線部のとおり改正をいたしております。第 1 号から第 3 号までの減免規定は、旧条例で保育料の減免については、「町長が特別な理由があると認めた時は」としていた部分を 3 つの号に分類して記載しております。

第 11 条の見出し及び条文の改正は、第 9 条と同様の改正でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用するとしております。

以上で、議案第 24 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正する条例（案）説明を終わらせていただきます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

1番(今田光弘) 先ほど議決しました出生祝金の場合は、小値賀独自のやり方ですごく良いことだと思うんですけど、今回のこの場合、国の基準どおりに、例えば1号給付の人の、まあ減免ですが、1号給付の場合は小学校3年以下、2号給付が小学校就学前、3号給付が小学校、これも就学前ということで、国の基準どおりだと思うんですけど、例えば今、佐世保市だと、それが小学校3年生が小学校6年生、就学前が小学校3年生と、少し幅広く負担しているようなんですけど、この辺の考え方は今のところありますか。お聞きします。

議長(立石隆教) 教育次長

教育次長(田川幸信) お答えいたします。

先ほど説明の中で、現時点での国の基準というようなことで、私、発言したかと思いますが、現国会で、子ども・子育て支援に関して認定こども園の保育料の計算をする場合の第一子をどこから見るかっていうことが、現国会で審議される予定であります。それが義務教育の中学校3年生から以下を第一子にするのか、その世帯の子どもの一番上の方から第一子として考えるのかということで、今国会で審議される予定ですので、その動向を見極めたいと考えております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

横山議員

6番(横山弘藏) 子どもを育てる家庭においては大変助かる条例の改正だと思います。それで今、国会でも、それからマスコミでも大変賑わっている、自分の子どもが保育園に預けられなくて、これはなんじゃと言ってですね、大変なことが起こっていますね。ある父兄が「こんなことであれば日本なんて死んでしまえ」みたいなね。すごいメールが飛び交っているそうでもありますけども、当町においては、そういった子どもを預ける父兄において、100%受け入れ態勢は大丈夫かどうか、お伺いします。

議長(立石隆教) 教育次長

教育次長(田川幸信) お答えいたします。

昨年の3月の議会において認定こども園の設置条例をご承認いただいているわけなんですけども、面積かれこれ等、認定こども園としての設置基準を満たしておりまして、現在60数名の子どもが入園をしておりますが、面積等、施設等においては、まだかなり余裕がございます。ただ、今回の改正で入園する子どもが幾分増えるんじゃないかという思いでありますけども、施設的には十分対応が可能と考えております。

議長(立石隆教) 横山議員

6番(横山弘藏) そうですね。保育料が無料になるとですね、預ける保護者もひよっとしたら出てくるかもしれないんですけども、聞くところによると、その先

生ですか、学校の、保育士というか、そういったマンパワーというかね、先生
の数がかなり不足していると聞くんですけども、その辺の対応は大丈夫ですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 先ほど施設面のことを言いましたけども、今度は受け
入れる幼稚園教諭、保育士につきましては、その確保に苦勞しているところ
ありますし、町長もおっしゃったようにマンパワー不足というのは否めない
ところがございます。現在、委託制度あるいは臨時等で、クラス担任はちゃんと
正規職員がおりますけども、例えば0歳児については保育士1名で3名までし
か見れない。1・2歳児については保育士1名で6名までしか見れない。3歳児
以上については保育士1名で20名以内しか見れないという国の規定がございま
す。それに1名でもオーバーすると正規職員じゃ見れないこととなります。そ
の分については現在、委託職員でカバーをしております。委託職員のカバーで
一応、今回の改正で多少増えた場合でもお願いをすることで対応が可能かとい
う判断はいたしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正す
る条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、小値賀町立小値賀こども園設置条例の一部を改正
する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11 時 51 分 —
— 再開 午後 1 時 28 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

お諮りします。

日程第 8、議案第 35 号から日程第 15、議案第 42 号までの平成 28 年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託する予定でございますので、一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 35 号から日程第 15、議案第 42 号までの平成 28 年度小値賀町各会計予算については、一括議題とします。

日程第 8、議案第 35 号から日程第 15、議案第 42 号までの平成 28 年度小値賀町各会計予算の提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 35 号以下、予算についてご説明をいたします。

まず、議案第 35 号、平成 28 年度小値賀町一般会計予算についてご説明いたします。

少子高齢化・過疎化の流れを食い止めるためには、国は地方自治体にまち・ひと・しごと総合戦略を建て、検証を交えながら確実に効果を上げていくよう期待する中、小値賀町では、28 年度の予算については「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、対前年比、24.5%増額という、例年よりも積極的な予算編成を行ったところでございます。

予算の主な内容について、款を追って順にご説明をさせていただきます。

総務費では、社会保障・税番号制度の導入に対して情報セキュリティの強化が求められており、そのシステム改修関連予算、それから小値賀交通の老朽化したバスの更新経費、7 月に予定されている参議院議員通常選挙の執行経費を計上しております。

民生費では、「子育て環境充実」として、児童福祉で放課後児童クラブの運営経費、こども園通園世帯に対する子育て支援世帯保育料軽減事業費補助金の新たな創設、福祉医療費では、対象を中学生まで拡充する予算等を計上、また、社会福祉では、臨時福祉給付金支給事業を計上しています。

衛生費では、予てより医療費の増額を防ぐために予防に力を入れていますが、28 年度には、胃がん検診の充実を図るため、バリウムを飲まなくて済むようピロリ菌検査を実施することにしています。健康診断の実施率を上げることが必要でございますので、積極的な受診を、改めまして町民の皆さんにお願いをしてまいります。

環境衛生で、ごみの減量化を目指す中、自家処理を促進する補助金の拡充のために、生ごみ処理機の購入関係費用、それからゴミ焼却場の大規模改修等の

経費を計上しております。

農林水産業費、農業費では、特に中学校跡地の農産物の加工場建設、地域おこし協力隊の拡充等、第1次産業の後継者対策や6次産業の推進経費に特に力を入れており、雇用創出を図ってまいります。

その他、イノシシ対策、松くい虫防除対策費も引き続き計上。担い手公社への地域おこし協力隊の派遣費用、運営費補助。園芸では、ハウスの延命化対策事業費の計上でございます。

水産業費では、漁業再生交付金事業及び燃油高騰対策、流通コスト改善事業も継続して計上。前年7月に開店しました日本橋のご当地居酒屋もかなり繁盛していますが、今年度よりアワビ館を担い手公社に指定管理委託することにして、関連予算を計上しています。

商工費では、商業組合が民都機構資金を活用して行う、老朽化した商店街のすずらん燈の更新に対する補助金。また、年々増加傾向にある観光客受入のために、野崎のビジターセンター建設関連予算を計上しています。また、しま共通地域通貨につきましても、制度を見直した上で引き続き実施することにしていきます。

土木費では、町道路面の性状調査のほか、平成28年と29年の2カ年をかけ、町道野崎本線の防災工事を実施いたします。

教育費では、小中学校のICT教育のための関連機器整備による教育環境の整備、西町に予定しています教員住宅の建設、27年度で実施設計を終えることになっております野崎の神官屋敷改修工事、それから28年度には50回を迎える町民体育レクリエーション大会の会場であります、老朽化した総合運動公園グラウンド、テニスコートの改修事業等、建設事業の計上が主なものでございます。

予算書に戻っていただきまして、平成28年度の小値賀町一般会計予算について申し上げますと、第1条は、第1表『歳入歳出予算』に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を31億9,400万円にするものでございます。

第2条は、第2表『債務負担行為』に示しますとおり、平成28年度小値賀町肉用牛経営規模拡大事業補助金、しま共通地域通貨発行業務委託料の2事業でございます。

第3条は、第3表『地方債』に示しますとおり、臨時財政対策債のほか、6つのハード事業に係る過疎債・辺地債と、12の過疎債ソフト事業分に対して借入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入の最高額を6億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

次に、議案第 36 号、平成 28 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

今年度は、過去 3 か年の医療費をもとに見込算定した額によって、国庫支出金・県支出金・療養給付費交付金等を算出しております。

また、国庫支出金のうち財政調整交付金の増額につきましては、診療所運営費に係る地方交付税参入分、離島医師確保補助金等を特別調整交付金として算定交付するようになったことによるものです。

今年度の予算総額は、第 1 条に示しますように、歳入歳出予算の総額を、前年度当初予算より 4,880 万円、8.9%増額の、5 億 9,820 万円としております。

次に、議案 37 号、平成 28 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

介護保険事業については、平成 27 年度に大きな介護保険制度改正がありまして、特に地域包括ケア会議システムの構築や、新しい地域支援事業の早期実施が望まれています。本町では平成 27 年度から始まった第 6 期事業計画に沿って事業展開をしておりますが、今後増えることが予想されます認知症に対する施策の推進は急務で、認知症ケアパスの作成や、認知症サポーターの養成、認知症キャラバンメイトの増員による支援体制を確立するために、地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。

特別養護老人ホームの増床や認知症対応型ショートステイの実施によりまして、施設給付費の増が見込まれますが、予防事業のなお一層の強化を図り、介護保険給付費の総額を抑制したいと考えております。今後は、地域住民や多様な社会資源と協働して、課題の把握・解決を図る仕組みを整備し、地域づくりをより一層推進してまいります。

予算につきましては、第 1 表『歳入歳出予算』に示しますとおり、歳入・歳出予算の総額を 4 億 5,900 万円、対前年度比 0.67%増とするものでございます。

次に、議案第 38 号、平成 28 年度小値賀町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

今年度も例年のように、長崎県後期高齢者医療広域連合よりの算定結果によりまして予算計上しております。人数につきましては、平成 27 年度当初予算では 772 人でしたが、それより 38 人少ない、平成 27 年 12 月末日の 734 名で算定をしております。

今年度の予算総額は、第 1 条のように、歳入歳出予算の総額を前年度当初予算より 235 万円、5.2%減額し、それぞれ 4,305 万円としています。

次に、議案第 39 号、平成 28 年度小値賀町渡船事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

はまゆう、さいかいの両航路は、離島住民の生活にとって必要不可欠な航路であり、今後も経営の改善とサービスの向上を図りながら、安定的な就航と安全運航に努めてまいります。歳入では、国県補助金の内示額 202 万 2,000 円の増額、一般会計繰入金 111 万 3,000 円の減額が、歳出におきましては、燃料費及び修繕料で合わせて約 180 万円の減額と、離島待合所の防水工事 150 万円、はまゆう新船の落成関係費用 80 万円、船舶保険料約 70 万円の増額が、主なものでございます。

28 年度の予算の総額としましては、第 1 表に示しますとおり、5,920 万円で、27 年度当初予算と比較し 2.1%、120 万円の増額となっております。

次に議案第 40 号、平成 28 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由をご説明いたします。

予算内容としましては、安全で安定的な水道水の供給を行える経常的な経費とし、平成 28 年度の予算総額を、第 1 条のとおり、歳入歳出それぞれ 8,070 万円とするもので、前年当初予算に対し 3.1%、240 万円の増額となっております。

次に議案第 41 号、平成 28 年度小値賀町下水道事業特別会計予算について、提案理由をご説明いたします。

下水道の安定した運営を行えるよう、経常的な経費の計上と、それから補助事業による施設の改修に繋げるために、まずは耐用年数が近づいております公共下水処理場の電気・機械設備の長寿命化計画作成のため、ストックマネジメント作成業務委託費の計上が新規事業でございまして、平成 28 年度の予算総額は、第 1 条に示しますとおり、歳入歳出それぞれ 1 億 4,880 万円に、前年度当初予算と比較しまして 11.8%、1,990 万円の減額とするものでございます。

最後に、議案第 42 号、平成 28 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

国は、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上となる平成 37 年に向けて、医療保険制度の持続可能性を確保しながら、あらゆる世代の国民一人一人が状態に応じた安全・安心で質が高く、効率的な医療を受けられるようにすることが、重要であるとしています。同時に、高齢化の進展に伴い疾病構造が変化していく中で、「治す治療」から「治し、支える医療」への転換が求められています。

当町においても、健康寿命の延伸の観点から、予防・健康づくりの取組が重要であり、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた小値賀

町で、安心して生活を継続していくことが重要であります。そのためにも、町内唯一の医療機関である小値賀診療所は、地域が抱える様々な問題に対応しながら、安定した医療を町民の皆様に提供していく、その役割を今後も継続していくと共に、施設の建設に向けた準備をさらに進めてまいります。

予算編成においては、歳入では、入院患者・外来患者数の減による影響を勘案した診療報酬の算出をしております。歳出では、常勤医師 2 名体制の維持のため、代診医師及び研修医の宿日直に係る医師謝礼、専門医外来の継続、老朽化した医療器械等の更新を柱とした予算編成を行っております。今後も厳しい運営が予想されますが、引き続き運営の効率化、歳出削減を図ると共に、疾病の早期発見のための検査、予防医療に努めながら、医療サービスの向上と、安定した診療所経営を目指してまいります。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 4 億 1,400 万円としております。

第 2 条は、地方債の規定で、ソフト事業の専門医外来確保事業で 300 万円、医療機械器具購入事業にかかる地方債借入分、390 万円、合計 690 万円を計上しております。

第 3 条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

以上、各会計の予算の概要をご説明いたしました。詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適性なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては総括的なことに留め置き願いたいと思います。

議案第 35 号から議案第 42 号までの平成 28 年度小値賀町各会計予算について、全会計にわたり、歳入歳出全般についてご質疑願います。

また、質疑をする時には議案番号とその箇所を示してください。

質疑はありませんか。

宮 崎 議 員

7 番（宮崎良保） 伺いをいたします。小値賀町一般会計予算についてですね。前年度よりも大幅に予算がアップしております。今回の予算につきましては、ふるさと創生事業等々の思い入れがあろうかと思えますけども、町長が目指す今回の予算の指標といいますか、特に思い入れのある予算というのはどういうところにありますか。伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） まず何と言いましてもやっぱりこの小値賀の再生を図らなくてはいけないと思いますし、だからちょうど時期も良く、今回、新たに提案してるものもありますし、それから午前中の会議でもありましたように一部増

額をして拡充を図ったものもございますけども、小値賀町は従来から人口問題につきましては、それぞれその時その時で対策を講じてきておりますけども、結果的には、これはまあ日本中のことであると思っておりますけども、人口減少に歯止めがかからないという状況が続いておりますということで、今回、午前中にもありましたけども、なるべく人を増やして人口を減らさないように、まずは減らすのを止めたいというのが、一番考えることでございます。そういうことで、思い切った予算になってないかもしれませんが、考えられる範囲内までは、一応、急いで予算化した面もあろうかと思っておりますけども、ただ、ご承知のようにギリギリで総合戦略も出来ておりますので、これからはお一層の肉付けをしながら、小値賀町の存続のために頑張っていきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。 **土川議員**

4番（土川重佳） 今、28年度に対する町長の想いが伝わってきて、思い切った予算ではないということでございますけども、まあ前年度に比べて24.5%増で31億ほどの計上でございますけど、これに伴ってですね、経常収支比率の推移、実質公債費率の推移ですね、これが26年度までは素晴らしい財政安定と私も思っておりますけども、今回、このような事業をすることにおいて、経常比率等が、実質公債費率がどのように推移するのか、ちょっと伺います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

経常収支比率につきましては、平成28年度予算につきましてはですね、かなりやっぱり建設事業が、実際の金額は、大きく膨らんでいる大きな要因でございますので、そういう面で経常収支比率自体にはその影響はあまりないのかなと、28年度の単年度について言えばですね、というふうに考えております。逆に言うと事業が少ない時にこういった福祉サービスをやったり手厚くすることというのは、経常的な経費がずっと付きまとうということになりますので、若干影響するかなとは思っております。公債費の件ですけれども、公債費につきましては、今後の事業にもよるんですけども、一番底の時期、ずっと事業を絞っていた時期からしますと、その後過疎債ソフト等が出てきたことや、それなりに、やっぱり老朽化して施設の改修等もございましたので、今の時点でいけば、平成34年ぐらいが、ちょっと、一番、今の状況でいくと償還額が大きい時期になるんですけども、それでも実質的には過疎債もしくは辺地債ですので、いわゆる交付税に算定されない部分でいけば、比較的まだ安定しているのかなというふうには考えております。

議長（立石隆教） 土川議員

4番（土川重佳） 平成26年度現在でですね、公債費比率なんかは9.6%で、本

当に低くなります。今、課長の答弁だと34年ぐらいが、こういう事業を行って
いって、そのピークがどのくらいになるのか、まあ後でよかですけんね、とい
うのは、やっぱり25%以内でなければ単独事業がなかなか出来ないということ
になっておりますね。公債費率がですね。そういうことをちょっと心配します
ので、後でもいいですから、ひとつよろしくお願いします。そして今、この経
常比率ですけども、今、26年で申しますと素晴らしい経費安定でございますけ
ども、これがまた34年、今は28年か、5年か6年後にずっと上がっていくん
ではないかと、その推移かね、というのをちょっと本当は聞きたかったと思う
んですけど、どのくらいになるのかなと。ちょっと見当がつかんですから、後
でもいいですから、ひとつ教えてください。

議長（立石隆教） すぐ答えられるよね？先ほどの答弁では影響がないとい
う言い方をしたけど、それが大体どれぐらい上がりそうかっていうところを聞
きたかったと思うんですよ、今の質疑はね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 経常収支比率につきましては、普通交付税の計算等も
含めてちょっと計算しなければならぬので、今回、人口減少等もありますの
で、28年度の普通交付税もちょっと、かなり、5年ぶりに国勢調査の数字が入
ってきますので、その28年度の交付税が確定してからじゃないと、中々、あま
り数字に信頼性が出ないのかなと考えております。そういうことで、後ほど、
そういうのが割と、数字がきちんと出るようになった時にはお示ししたいと思
います。

議長（立石隆教） 他自治体においては予算の資料として、現時点におけると
ころの経常収支比率を出すところもあるんですよ。だからそれが、確定ってい
うと決算にならないと確定しないっていうのは分かるけど、現時点ではどうな
のかっていうことはね、やっぱり出すべきです。はい。

ほかにありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） もしかしたらちょっと細かいことになるかもしれませんが、
しまとく通貨ですね、あれ今年もやるということなんですが、先だつての報道
では長崎県の中でも対馬市と長崎市の高島町ですか、それが外れると、詳しい
原因は僕は聞いていないんですが、現実には小値賀の中でも、あれに対する色々
な、まあメリットもあるんでしょうけども、デメリットも色々噂を聞いていま
す。小値賀町として今年も続けると判断した、その辺の根拠を教えてください。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） まず対馬市は、ある程度、韓国人あたりが多いもので、ま
あメリットがなかったのもあるのと、市独自の考え方を持っておりまして、最
初からどうもあんまり、使ってるのは使ってるんですけど、首長自体もあんま

り乗り気でなかったっていうのもあるんですけども、ご承知のとおり選挙がありまして、変わりました。それで我々としましては、一緒にやってもらえるんじゃないかということで期待をしております。そういうことで、一緒にやろうということになるんじゃないかという感覚を持っております。長崎市は、長崎市のことはちょっと忘れまして、必要であれば課長のほうに答えてもらいますけども、それなりの効果は出ているという結果が出ておりますし、過疎債を使ってやれる事業でもございますので、継続をしたいと。で、小値賀に出来るだけ観光客を呼び込みたいということでございます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

長崎の高島につきましては、高島に上陸をしないといけないというコースになっていて、実際に高島内で消費される額が非常に少ない。むしろ船の運賃に使われる可能性のほうが高いということで、長崎市のほうではちょっと違うんじゃないかということになりまして、抜けると。もともと入る時も遅く入ったもんですから、高島自体がちょっと異質な感じだと思います。継続してやっていくというのは、当初、3年でやっていて、その3年の事業の検証をした上で次期の3年をと考えまして、いくらか改善点を入れております。そういったことで、特に旅行商品とかそういったものに重点的にしたり、観光客に特化するような縛りをしたりとか、従来のビジネス客には使いにくいような形にしてやっていくとか、いくつか電子マネーみたいな格好で、スマホもしくは携帯電話で処理をすとか、いくつかそういう改善点をしておりまして、まあ多分、技術的には一番進んだやり方をやっているもんですから、あと3年、そういう面では一緒にやってみたいと考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） それは本当に、出来れば対馬も含めてオール長崎県でやるのが一番良いと思うんですが、ただ、現実、例えば小値賀で発行している小値賀アイランドツーリズムでさえも、物品を買うのはいいんですけど、宿泊料には使えないと。そういう状況で、どうせやるんだったら全部が使えるように、その辺をちょっと、町として指導というか、そういうプッシュがあつていいのかなと思います。いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 民間の事業者がこれを使うか使わないかは、基本的には民間の考え方なもんですから、これを必ずやれというふうに小値賀の商店街みんなに役場のほうがプレッシャーをかけるというのは、この事業の目的からすれば、あまりそういうものじゃなくて、むしろこれを契機にそれぞれの民間の事業者さんが工夫をして、使いやすいようにして売り上げを伸ばすという形

なもんですから、例えば事前に現金を振り込んでもらわないと、そういう形式にしてるところに、しまとくというのはそぐわないということで、そこは使っていないというふうに聞いておりますので、そういうところはやはり事業者も一様ではないのかなと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 35 号から議案第 42 号までを、この際、議長を除く 7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置して、これに付託して、期間は、会議規則第 46 条第 1 項の規定により、3 月 17 日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号から議案第 42 号、平成 28 年度小値賀町各会計予算の 8 件については、議長を除く 7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、3 月 17 日までに審査が終わるよう、期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、宮崎良保護議員、横山弘藏議員、浦 英明議員、土川重佳議員、末永一朗議員、松屋治郎議員、今田光弘議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定、および第 9 条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 01 分 —
— 再開 午前 2 時 01 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けたので報告します。

委員長に土川重佳議員、副委員長に末永一朗議員、以上のとおりです。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日3月10日から3月15日まで、予算特別委員会等のため、休会します。

なお、3月16日は定刻の午前10時から開会します。

どうもご苦労さまでした。

— 午後 2 時 02 分 散会 —